

質問要旨 ポストコロナの観光需要獲得のため、メタバース等の時代に合った技術を活用した観光振興を積極的に検討すべきでは。

答弁要旨

メタバースにつきましては、バーチャルな空間でのゲームやライブ、会議などに加え、その技術を観光振興において活用し始めている事例はございます。

しかしながら、活用する際には、オリジナルの空間作成や運営に多額の経費が必要となりますことから、そうした投資に見合う十分な効果を得ることができるのか、しっかりと検証しなければならないと考えております。

そうした中、観光に着手したばかりの本市といたしましては、まずは、実際に尼崎にお越しいただき、人の温かさも含め、様々な地域資源に触れ、本市の魅力を肌で感じていただき、いわゆるリアルな取組に、引き続き、注力してまいりたいと考えております。メタバース技術につきましては、その動向を注視し、活用の可能性を検討してまいります。

以上

(保健担当局長答弁)

寺井議員 1002 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 尼崎市内でのインフルエンザの発生状況について。

答弁要旨

市内のインフルエンザの発生状況につきましては、市内15か所の定点医療機関からの報告で把握しており、令和2年3月から本年6月までの発生はなく、7月以降は毎週2件程度の発生が報告されております。

以上

(保健担当局長答弁)

寺井議員 1003 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種が可能となり、積極的に広報すべきだと考えるが、どのような接種の体制を構築していくのか。

答弁要旨

議員ご指摘のように、今年には新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されており、本市といたしましては、ワクチンの同時接種が可能であるため、各医療機関での同時接種を想定しております。

そのため、新型コロナワクチンの接種券に同封する案内文にその旨を記載するほか、市報やホームページ等を通じて、広く周知してまいります。

以上

(保健担当局長答弁)

寺井議員 1004 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 阪神地域の自治体とも連携しながら、ワクチン接種の開始時期を前倒しするなどの対応についてどのように考えているのか。

答弁要旨

高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種につきましては、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症との同時流行を見据え、接種開始時期をそれまでの10月中旬から10月1日にすでに前倒ししており、令和4年度におきましても、阪神7市が統一して10月1日から接種を開始することとしております。

以上

寺井議員 1005

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 「尼崎市たばこ対策推進条例」制定以降において、
喫煙の中止等を指導した実績と内容について。

答弁要旨

平成30年10月に制定した「尼崎市たばこ対策推進条例」では、市内全域での歩きたばこの禁止や路上喫煙禁止区域での喫煙を禁止し、指導することができることとしております。

令和2年度から市内13駅周辺において、委託業者による定期的な巡回啓発活動を行うとともに、令和3年度からは、月に1度、市の職員も同行し、禁止区域で喫煙者を見かけた場合、喫煙所への案内や喫煙マナー・ルールを遵守するよう指導を行っておりますが、指導件数の把握までは行っておりません。

今後、更なる巡回啓発の取組を強化することにより、市民等への条例周知の徹底を更に進めてまいります。

以上

寺井議員 1006

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 タバコのポイ捨てについて、モニタリングをして、現状把握すべきと考えるが、いかがか。

答弁要旨

先ほど申し上げましたとおり、現在、市内の13駅周辺において、委託業者による歩きたばこや吸い殻のポイ捨て禁止の巡回啓発活動を行い、月に1度職員も同行し、現状把握に努めているところでございます。

しかしながら、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てが未だに見受けられることから、今後におきましても、市民や事業者の方々に対し、「たばこ対策推進条例」の認知度を更に上げていく必要があるものと認識しております。

こうしたことから、従来の啓発の取組に加えて、特に市内の主要駅における巡回啓発活動を強化するとともに、たばこのポイ捨てについても現状把握ができる効果的な取り組みを検討してまいります。

以上

寺井議員 1007

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 受動喫煙対策、吸い殻のポイ捨て、タバコ対策の徹底のため、過料のついた条例に変えるべきと考えるが、当局の見解はいかがか。

答弁要旨

自治のまちづくりを進める本市といたしましては、市民の皆さん一人ひとりが受動喫煙が健康に与える影響を理解し、自らの身近な課題としてたばこ対策に取り組んでいただくことが大切であり、吸う人も吸わない人も、ともに共存していけるまちづくりを目指していくものであるため、現時点では、過料を設定する考えはございません。

しかしながら、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てが未だに見受けられる状況がございますので、引き続き、受動喫煙の防止等に向けて、市民や事業者等への啓発活動を行うなかで、他都市の先例や動向なども参考にしながら、喫煙者のマナー意識の向上とルール遵守の意識を高めていくための効果的な取組を検討し、実施してまいります。

以上